



兌銀舖約定書

3807



114
A2135

兌銀鋪約定書

第一日本政府より金銀並に使用せる外國人と
備ふる事と治定せり



第二右外國人々所為と管轄とる為め日本
政府よりバンクを命し右外國人の工業と
監察せしめ且日本政府と對し其者等を

天正十一年四月
隈侯爵邸寄附

引請くる者も、工下たる任事と希望に
第三バンクも右外國人の職を免し且費用
ある時も他の外國人を職に命ずる
權ある也

第四バンク及び工配下に傭るたる外國人
報知なく金銀を渡り貨幣を出し又を

鑄造

第五節 外 技業の金銀を開く時を
バンクも右同様に外國人も管轄する
第六節 約定期限を三年あきても政府の
都合より四五年も續く事あり且
バンクを渡すも金高割合左に如し

一十年之拂方

初年目

貳萬五千トロン

二年目

貳萬トロン

三年目

壹萬五千トロン

約定是下連續する事あらば

四年目

壹萬トロン

五年目

今

外に鑄造する貨幣高き千分一を世話料

として拂ふべし。之の爲に外國人居留

地内、日本政府に消費する相當之建物を

造營するに、之に右消費の一割を

家租として納り其後内部を之に

引請之處

但外郎之修復之日本政府之引更
大なる事

第七此約定之洋曆千八百七十年二月一日則

我明治三年年正月朔日より取行ふ

處

外國官知事

明治二年巳月

伊達中納言

會計官副知事

大隈四位馬

Yokohama
at the Consulate
to August 1869
In the Principal Bank Corporation
Hebei's agents

Handwritten notes in the top right corner of the right page.

大眼目有部

所城好器也

段

宋國初年

Handwritten marks and characters on the right side of the right page.

Handwritten marks and characters on the left side of the right page.

Handwritten marks and characters on the left page.

